

(第53号議案)

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第19条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>こども家庭庁長官</u>が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第28条・第29条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p> <p>第31条～第35条 (略)</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第19条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第28条・第29条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p> <p>第31条～第35条 (略)</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>

第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第39条～第43条 (略)

第5章 保育所

第44条～第47条 (略)

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

第49条～第51条 (略)

第6章 (略)

第7章 児童養護施設

第56条・第57条 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第59条～第64条 (略)

第8章 福祉型障害児入所施設

第65条 (略)

第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第39条～第43条 (略)

第5章 保育所

第44条～第47条 (略)

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

第49条～第51条 (略)

第6章 (略)

第7章 児童養護施設

第56条・第57条 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第59条～第64条 (略)

第8章 福祉型障害児入所施設

第65条 (略)

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(5) (略)

(6) 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)

2~11 (略)

第67条~第72条 (略)

第9章 (略)

第10章 福祉型児童発達支援センター

第76条 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を行う場合、当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうちかくたん喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定するかくたん喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(1)~(5) (略)

(6) 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2~11 (略)

第67条~第72条 (略)

第9章 (略)

第10章 福祉型児童発達支援センター

第76条 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を行う場合、当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうちかくたん喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定するかくたん喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録

録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該福祉型児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)~(8) (略)

2~8 (略)

第78条・第79条 (略)

第11章 (略)

第12章 児童心理治療施設

第83条・第84条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第85条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(4) (略)

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第86条~第89条 (略)

第13章 児童自立支援施設

第90条・第91条 (略)

(児童自立支援施設の長の資格)

第92条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人

を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合及び当該福祉型児童発達支援センター（同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)~(8) (略)

2~8 (略)

第78条・第79条 (略)

第11章 (略)

第12章 児童心理治療施設

第83条・第84条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第85条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(4) (略)

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第86条~第89条 (略)

第13章 児童自立支援施設

第90条・第91条 (略)

(児童自立支援施設の長の資格)

第92条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定

材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、子ども家庭庁長官が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第93条～第99条 (略)

第14章・第15章 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

第93条～第99条 (略)

第14章・第15章 (略)

附 則 (略)